

法律診断



社会保険労務士 行政書士 牟田美智代事務所

ケンコウですか わが社の社員！ 「うちの会社は健康診断やってくれないんです～」

事業者には、業種・規模を問わず健康診断を実施することが法律で義務付けられています。（義務違反には50万円以下の罰金！）また、従業員も受診義務があり、正当な理由なく受診拒否は制裁（懲戒）の対象となります。

主なものに雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断、給食従業員の検便・歯科医師による健康診断があります。

診断結果の記録の作成および診断結果の通知

健康診断個人票を作成し、これを5年間保存するとともに、検診を受けた労働者に対し、この健康診断結果を通知しなければなりません。

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取、実施後の措置

事業者は、健康診断の結果に基づき、医師等の意見を聴取し、必要と認めるときは労働者の健康保持に必要な措置（配置転換、深夜勤務日数の回数減、就業場所の変更等）を講じなければなりません。

長時間労働者への医師による面接指導の実施

事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1

か月当り100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者に対し、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません。また、これに該当しない労働者であっても健康への配慮が必要な措置を講じるように努めなければなりません。

健康診断費用

これまた法律で事業者負担を義務付けています。以上のように、会社【事業者】には、従業員の健康状態を管理することを法律で義務付けています。

「ある従業員が健康診断受けないって言うんです～」

それは、ずばり…健康ではないからです。ひょっとしたら糖尿病の薬を服用中かもしれませんね。事業者は、健康診断の結果によっては、配転、勤務形態の変更をする必要あり、その結果給料が下がる！

それは避けたい！ 健康診断を受けないようにしよう…

従業員が高血圧症と知らず、深夜を含む残業時間が多くの業務を行っていて、心筋梗塞や脳卒中を起こしたらどうします！